



| | |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title | 沖縄関係 沖縄返還交渉 -2 (対内) (対海原説明 外務省 外交史料館レファレンス番号 : nd) |
| Author(s) | - |
| Citation | 令和元年度外交記録公開 公開日 :2019年12月25日 外務 省外交史料館管理番号 : B'5.1.0.J/U24 CD・DVD番号 : nd |
| Issue Date | |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/45930 |
| Rights | 外務省外交史料館所蔵資料 |

升
海
原
說
明



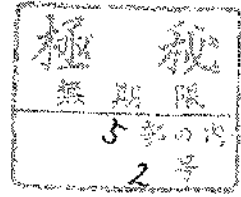
沖繩防衛に関する対米説明
経緯

昭44 10 23
アメリカ局

わが方は、施政権返還後の沖繩防衛問題に関するわが国の考え方につき米側に対して次のような説明を行なつて来ている。

1. 去る6月愛知外務大臣の訪米に際し、外務省、防衛庁、大蔵省間で協議の結果本件に関し別紙1をとりまとめ、事務当局よりその趣旨で口頭説明を行なつた。
2. 10月15日安全保障問題に関する日米事務当局間の非公式協議が東京で開催された際（米側マイヤー大使、ナツター国防次官補など出席）、防衛庁側より沖繩の返還に伴つて必要となる防衛力については沖繩の地理的特性に着目して機動力と独立性の付与を重視するとの基本的考え方を述べるとともに、別紙2の説明を行なつた。

3. なお、上記協議のため、来日したナツター国防次官補は別途小幡防衛事務次官と会談したがその際、沖縄へのわが防衛力の配備について日米防衛関係者相互間での緊密な連絡の必要性につき話し合が行なわれたがナツター国防次官補は具体的な話し合は総理訪米後のこととすべき旨述べた由である。



別添 /

(外務大臣訪米用資料)

沖縄防衛及び日本の安全保障
(大蔵省、防衛庁調整済)

昭和44. 5. 26
アメリカ局

1. 沖縄は、施政権の返還とともに、沖縄県として日本の領域内に復帰する。従つて日本領土の一部として日本国政府が同県の防衛の責任を有することとなるのは当然である。
而して、沖縄の防衛は、日本全体の防衛の一環として考えられることとなるのも言をまたない。
2. 今後の日本の防衛力整備の方向について日本防衛当局は目下検討中であるが、その基本的方針は、日本の経済力の充実及び国際的地位の向上に対応して、日本国憲法の許容する範囲内で、できる限りの自主的な防衛努力を行なうことである。すなわち、第1次的には、自力で侵略に対処しうる防衛態勢を整えるこ

とであつて、自衛の限度において最も有効な日本の防衛力と、米国の軍事力とのつながりにおいて、日本に対する侵略を未然に抑止することを目的とする。万一、侵略が発生した場合は、第1次的には、日本の防衛力で対処して侵略を排除することを本旨とし、排除が困難な場合にも、米国の軍事力が有効に働き出すまでの間に回復しがたい打撃を蒙ることのないよう措置するという防衛構想によることとしている。

このような方針及び構想に基づき、防衛力整備については、次のごとくこれが充実、強化をはかることを考えている。

- (1) 海上防衛に関しては、海洋国家である日本の特殊性に基づき、海峡防備等の能力及び海上護衛能力の増強に努めること。
- (2) 着上陸侵攻に対しては、陸海空の防衛力を統合発揮し、特に初動において侵略を排除しうる態勢を整備すること。

(3) 航空侵攻に対しては、防空要撃能力を格段に強化し、相当の期間航空優勢を確保しうる態勢を整えること。

以上の考えに立つて、間接的侵略ないし直接侵略の事態に有効、かつ、柔軟に対処しうる防衛力を整備し、アジアの自由陣営における有力な安定勢力として極東の平和と安定にも寄与することを期することとしている。

3. 以上の全般的防衛構想の下で、沖縄の局地防衛は返還後同地にそのまま施行される日本国とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約の下に提供された施設区域に駐留する米軍と、日本国自衛隊との最も緊密な連携協同の下に行なわれなければならない。

その場合においては自衛隊の本質的性格よりして、沖縄局地防衛での同隊の役割りは純粹に防衛的な面を受持つことであるが、現在までの日本防衛当局の検討によれば、次のとき防衛力の整備が考えられている。

- (1) 陸上防衛に関しては、間接侵略及び着上陸侵攻を排除しうる防衛力を整備し、あわせて、現地の治安及び所要の民生協力に当るための作戦部隊、施設部隊等の整備。
- (2) 海上防衛に関しては、沖縄周辺海域の哨戒、港湾防備、掃海等を行ないうる防衛力、たとえば護衛隊、掃海隊、固定翼対潜機隊を基幹とする部隊の整備。
- (3) 防空に関しては、所要の要撃戦闘機部隊の整備のほか、防空警戒管制機能（米軍との共同運用も含む。）の整備。

以上の考え方の具体化に当つては、今後の沖縄返還をめぐる話し合いとも関連しつつ、米国政府と協議を行ないたいと考えている。

4 日本国政府は沖縄局地防衛に要するものを含め、上記に述べたごとき防衛力の充実強化に努める所存であるが、日本経済の高成長の持続が期待されているので、これに支えられた財政力により、日本の防衛力は実質的に十

分強化され、国際的にみてもより高い水準に達するものと考えられる。

5. なお、沖繩返還後の日本及び日本を含む極東の安全と平和の維持の上から、日米両防衛当局が連絡協議体制を確立し、軍事面の連繫緊密化の実を挙げて行くべきであることは言をまたない。今後しかるべき機会に、両国間で上記の実現につき、ともに検討を開始することが望ましい。

沖繩返還に伴う防衛力の整備

沖繩の施政権返還に伴い同地域の防衛責任は、第一義的にわが国が負うこととなるが、沖繩への日本の防衛力の配備は、純粹に防衛的な面に止まるので、沖繩が日本を含む極東の平和と安全に果している機能を維持するためには、沖繩の局地防衛は同地域に駐留する米軍と日本国自衛隊との緊密な連繫協同のもとに行なわれなければならない。

沖繩へ配備すべき防衛力は、主として第4次防衛力整備計画のなかで全体の計画の一環として具体化されることとなるが、その構想はおおむね次のとおりである。

- (1) 陸上防衛に関しては、間接侵略及び着上陸侵攻に対処し、あわせて民生協力をも行ないうる所要の防衛力、たとえば、普通科連隊及び関係の戦闘支援部隊並びに施設部隊等を整備すること。

(2) 海上防衛に関しては、米海軍の全般的な制海を背景として防勢面の作戦を担当しうるよう周辺海域の哨戒、港湾防備等を行ないうる防衛力、たとえば、護衛隊、揚陸隊、固定翼対潜機部隊等を整備すること。

(3) 防空は、要撃戦闘機部隊及び航空警戒管制部隊等沖縄の直接防空に必要な防衛力を整備すること。

なお、防衛力の整備には相当の期間を要するので沖縄へのわが防衛力の配備については、日米の防衛関係者相互間で緊密な連絡をとつて、逐次防衛責任を引継ぐこととしたい。